

「大阪府障がい者サポートカンパニー」登録のご案内



登録要件

- (1) 大阪府内に本社または事業所を設置していること。
 - (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。
 - (3) 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策等への協力又は協力意思があること。
- ※ハローワークに障がい者雇用状況を報告する義務がない企業等も登録できます。

優良企業登録について

さらに、次のいずれかの要件を満たしている企業等は「大阪府サポートカンパニー優良企業」として登録できます。

- (1) 毎年1人以上障がい者（支援学校等生徒含む）の実習を受け入れていること。（申請日から過去2年間）
- (2) 障がい者就労施設等への物品または役務の発注実績が合計25万円以上であること。（申請日から過去2年間）
- (3) 法定雇用数を超える障がい者を雇用していること。
 - 常用雇用労働者数300人未満の事業者 → 法定雇用障がい者数を1人以上超過して雇用
 - 常用雇用労働者数300人以上の事業者 → 法定雇用障がい者数を2人以上超過して雇用
- (4) 登録申請日時点で大阪ハートフル基金事業協定を締結していること。
- (5) 次のいずれかの大阪府施策に協力していること。（詳しくはホームページをご覧ください。）
 - 大阪府が主催する障がい者雇用・定着支援にかかる各種研修事業 ○ 精神障がい者社会生活適応訓練事業
 - ハートフルオフィス推進事業 ○ 難病患者の雇用
 - 文化芸術活動を活かした障がい者の就労支援事業 ○ 手話の普及

※対象融資メニューのご利用には、「優良企業」の登録が必要です。

◆ハートフル企業顕彰（知事表彰）の表彰者選考にあたって、「登録」「優良登録」企業等にはそれぞれ加点があります。

《就労継続支援A型事業所の場合》

※「登録」及び「優良登録」の要件については、ホームページをご覧ください。

大阪府 サポートカンパニー 検索

登録の有効期間

◆登録日から起算して2年を経過した日以降の最初の3月31日まで。

登録の方法

登録申請書に必要事項を記入し、インターネット申請（推奨）、メール、郵送又は持参で提出してください。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>



登録の決定後、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」または「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証」を送付します。

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

《問合せ先》

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課
TEL : 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
TEL : 06-6944-9178

《送付先》

〒540-8570
大阪府中央区大手前2丁目
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
就労・IT支援グループ

障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業を募集中!

障がい者の「働きたい」を一緒に応援しましょう!



お問い合わせ先

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 06-6944-9178

大阪府 サポートカンパニー 検索

